

令和2年2月6日（令和元年(2019年)度第25号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 第46回全国保育士研修会を開催しました
- 子ども・子育て会議（第51回）が開催される（内閣府）
ー 公定価格の見直し内容の詳細（処遇改善等加算Ⅱの配分方法の要件緩和等）が示される
- 第75回月例社会保障研究会「子どもと子育てを孤立させない社会」（主催：医療介護福祉政策研究フォーラム）のご案内

◆ 第46回全国保育士研修会を開催しました

令和2年1月27～28日に新横浜プリンスホテルで、「第46回全国保育士研修会」を約450名の参加を得て開催しました。

本研修会は、主任保育士・主幹保育教諭および保育所・認定こども園等のリーダー的職員を対象とし、その専門性・指導性を高め、保育実践・保護者支援の質の向上を図ることを目的としています。1日目は全体研修、2日目は4コースに別れて研修を行いました。

【プログラム】

1日目（令和2年1月27日（月）13:00～17:30） 全体会

時間	内 容
13:00～	開会式
13:15～ 13:45	基調報告「全国保育士会の令和2年度の取り組みに向けて」 報告者：全国保育士会 会長 村松 幹子
13:45～ 14:45	行政説明「保育をめぐる国の動向と課題」 講 師：厚生労働省 子ども家庭局 保育課 企画官 大月 光康 氏
14:45～ 15:00	鼎談「保育士・保育教諭の養成と働き続けられる職場づくり ～より質の高い保育を実現するために～」 登壇者： 寺見 陽子 氏 神戸松蔭女子学院大学大学院 教育学部教育学科 兼任教授 來住 るみ子 氏 社会福祉法人豊福社会 みつわ台保育園 主任保育士 津村 薫 氏 Felien（フェリアン） 副所長、講師

2 日目（令和 2 年 1 月 28 日（火）9：00～15：30） コース別研修

コース	テーマ・講師
A コース	職員が主体的に研修に参加・参画するための ファシリテーターとしての役割 ～より効果的な園内研修の企画と手法～ 神長 美津子 氏 國學院大學 教授
B コース	保育所・認定こども園における 業務の円滑な遂行のための評価と取り組み ～マネジメント的視点をふまえて～ 田邊 哲雄 氏 湊川短期大学 教授
C コース	保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続について考える 木下 光二 氏 鳴門教育大学大学院 教授
D コース	児童虐待予防のための保育所・認定こども園のかかわり 徳岡 博巳 氏 大谷大学短期大学部 教授

1 日目の全体会では、本会会長の村松幹子が「全国保育士会の令和 2 年度の取り組みについて」をテーマに基調報告を行い、令和 2 年度の重点事業を中心とした本会の取り組みについて話したのち、行政説明「保育をめぐる国の動向と課題」として、厚生労働省子ども家庭局保育課企画官の大月光康氏に国の制度動向や検討会の状況についてお話いただきました。

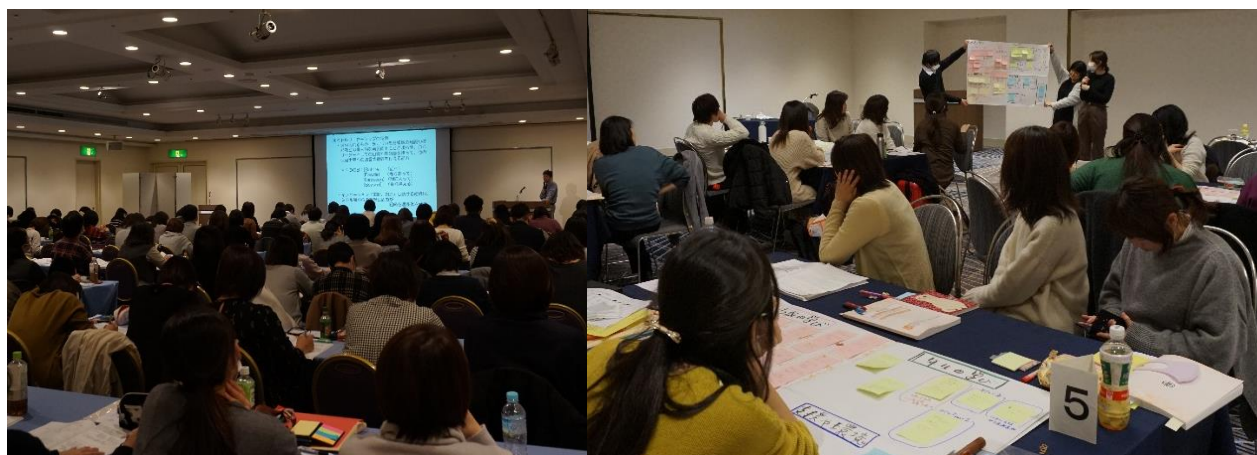
その後、「保育士・保育教諭の養成と働き続けられる職場づくり」をテーマに、鼎談を行いました。保育士養成校教員である寺見陽子氏（神戸松蔭女子学院大学大学院 兼任教授）の進行のもと、來住るみ子氏（社会福祉法人豊福社会みつわ台保育園 主任保育士）が保育現場で働く保育士としての立場から、また、津村薫氏（Ferien〔フェリアン〕 副所長、講師）が人材育成の専門家の立場から発言しました。保育士・保育教諭の養成・育成のために必要な視点やかかわり、やりがいを持って働き続けられる職場づくりについて意見交換を行い、参加者一人ひとりが自らの園での取り組みについて考える機会となりました。



1 日目 鼎談の様子（写真左から、寺見氏、來住氏、津村氏）

2 日目は、「職員が主体的に研修に参加・参画するためのファシリテーターとしての役割」、「保育所・認定こども園における業務の円滑な遂行のための評価と取り組み」、「保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続について考える」、「児童虐待予防のための保育所・認定こども園のかかわり」の4コースに分かれて研修を行いました。

講師の講義から学ぶだけでなく、演習をとおして各地域の参加者と交流することで相互に深く学ぶことができ、参加者一人ひとりの専門性の向上に資する研修会となりました。



2 日目 コース別研修の様子

◆ 子ども・子育て会議（第 51 回）が開催される（内閣府） ～公定価格の見直し内容の詳細（処遇改善等加算Ⅱ の配分方法の要件緩和等）が示される

令和 2 年 1 月 31 日、子ども・子育て会議（第 51 回）が開催されました。全国保育協議会から森田信司副会長が出席し、意見を述べています。

会議では、令和 2 年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案、幼児教育・保育の無償化の施行状況等が示されました。その中で、「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針」に掲げられた事項に対する、令和 2 年当初予算（案）および令和元年度補正予算における公定価格の対応について、土曜日の開所日数に応じた調整や、処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和等の詳細が示されました。

幼児教育・保育の無償化の施行状況については、無償化の対象となる施設・事業所数や子どもの数に加え、保育所等における副食費の徴収月額（平均）等が示されています。

また、厚生労働省が「保育の現場・職業の魅力向上検討会」を2月から開始することも報告されました（第1回は2月6日開催）。

示された資料の主な内容は以下のとおりです。公定価格の見直し内容の詳細については、下記ホームページ内の資料1-2「令和2年当初予算（案）および令和元年度補正予算における公定価格の対応について」をご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度
> 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_51/index.html

令和元年度国家公務員給与改定に伴う 公定価格の人件費改定

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い）

- ・令和元年の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和元年度上半期及び下半期の単価表を改定予定。
常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る人件費単価 **+ 1. 0 %**程度
- ・遡及適用に伴う財源は、令和元年度補正予算において対応。
- ・上記改定は、令和2年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和2年度予算（案）に反映。

（実施時期）

平成31年4月1日（遡及適用）

（留意事項）

保育士等の処遇改善に関し、改善努力の見える化や処遇改善等加算の残額の削減が求められていることを踏まえ、上記改定と合わせて、市町村に対し、改定の影響（遡及適用後の給付総額見込、処遇改善等加算の内訳等）の事業者へのお知らせを要請するとともに、事業者に対し、①給付増加額の一時金等による職員への確実な支払、②上記改定を加味した次年度の給与表、給与規程等の改定に計画的に取り組むよう要請する。

（参考：令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容）

- ①俸給表の水準の引上げ
- ②勤勉手当の引上げ（0.05月分）

令和2年度の公定価格の改定(案)

公定価格全般に関する事項

○公定価格の設定方法(全施設・事業所共通)

現行の「積み上げ方式」を維持する。

○旧副食費の取扱い(保育所、認定こども園(2号認定))

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に残された旧副食費相当額の一部(681円)については、令和2年度においても減額しない。また、公定価格における経費の位置付けについては、事業費から人件費に変更する。

○土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し【参考1】(保育所、認定こども園(保育認定)、家庭的保育事業、小規模保育事業(A型・B型・C型)、事業所内保育事業)

月の全ての土曜日に閉所している場合に限り適用している減算調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。

○地域区分の改善【参考2】(全施設・事業所共通)

国家公務員等の地域手当の支給割合の設定がある地域で、支給割合がより高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる。制度施行時に設けられた現在の経過措置については継続。

○減価償却費加算に係る地域区分の改善(保育所、認定こども園(保育認定)、家庭的保育事業、小規模保育事業(A型・B型・C型)、事業所内保育事業)

地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い区分の単価に統一する。

<現行>

区分	加算額	都道府県
A区分	標準	2,700
	都市部	3,000
B区分	標準	2,600
	都市部	2,900
C区分	標準	2,500
	都市部	2,700
D区分	標準	2,400
	都市部	2,600

<見直し後>

区分	加算額	都道府県
標準	2,800	全都道府県
都市部	3,100	



※加算額は定員90人の場合。

2

○所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組入れ(保育所、小規模保育事業(A型・B型・C型)、事業所内保育事業)

施設長・管理者の人件費相当額について、現行の所長設置加算・管理者設置加算から基本分単価に組み入れる。

併せて、施設長・管理者が設置されていない場合の減算調整措置を設け、現行の所長設置加算・管理者設置加算の要件を満たさない施設・事業所については、施設長・管理者の人件費相当額を減額する。

<減額調整措置の適用要件>

施設長(管理者)が以下のいずれかに当てはまる場合

- ・児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者ではない場合
- ・常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していない場合
- ・委託費又は給付費からの給与支出がない場合

○チーム保育加配加算の算定方法の改善【参考3】(認定こども園)

認定こども園におけるチーム保育加配加算について、認定こども園として3歳以上子ども(1号認定及び2号認定)にチーム保育を安定して提供できるよう、1号認定子ども1人当たりの単価から3歳以上子ども1人当たりの単価に算定方法を見直す。

○幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算調整措置の廃止(認定こども園)

平成27年度の制度施行後も引き続き2人の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する加算調整措置(施設長1人分の人件費相当額を加算)について、経過措置期間(令和2年3月31日まで)の終了に伴い廃止する。

3

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

○処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減【参考4】（全施設・事業所共通）

（1）処遇改善等加算Ⅱの要件緩和

施設・事業所の実態に即したより柔軟な賃金改善が可能となるよう、月額4万円の賃金改善が必要な職員数について、現行の「月額4万円に係る加算額の算定対象人数（人数A）の1/2（端数切捨て）以上」から「1人以上」に引き下げる。

※職員数が少なく、現行でも月額4万円の賃金改善が必要な職員数が零人となっている事業所については、引き続き零人とする。

（2）処遇改善等加算における基準年度の見直し

賃金改善の基準年度の取扱いを含め、地方自治体や事業者の実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続きをより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討する。

※会計検査院指摘【参考5】を踏まえ、処遇改善等加算の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払を確認する。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

※併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には希望する市町村に委譲する。

○夜間保育加算の拡充【参考6】（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業）

夜間保育所のより安定した経営の構築のため、夜間保育加算の充実を図る。

○休日保育加算の要件緩和（共同保育の加算対象化）【参考7】（保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業）

単一の施設・事業所において休日等を含めて年間を通じて開所する場合のほか、輪番制など共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合についても、共同保育に取り組む各施設・事業所を加算対象とする。

○高齢者の活躍の促進（入所児童処遇特別加算の名称変更）（保育所、認定こども園（保育認定））

高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」について、名称を「高齢者等活躍促進加算」に変更する。

4

教育・保育の質の向上に関する事項

○栄養管理加算の拡充【参考8】（幼稚園、保育所、認定こども園（保育認定）、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、事業所内保育事業）

現行、栄養士の雇用形態に関わらず一律で月額12万円となっている栄養管理加算について、栄養士を雇用した場合には週3日程度の費用に加算額を引き上げる。

また、栄養士が、公定価格上算定されている調理員を兼務している場合についても一定額を加算することとする。

加えて、これまで3月の公定価格のみに加算することとしていた仕組みを見直し、各月の公定価格に加算することとする。

○チーム保育推進加算の要件緩和【参考9】（保育所）

保育所におけるチーム保育推進加算の取得に必要となる職員の経験年数に関する要件について、「15年以上」から「12年以上」に緩和する。

○給食実施加算の見直し【参考10】（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

自園の設備を活用してきめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の加算額を充実する。

また、外部搬入により給食を提供する場合の加算額を見直す。

○主幹教諭等専任加算の要件緩和【参考11】（幼稚園）

主管教諭等専任加算の取得に必要となる複数の事業実施の要件に、幼小連携に関する取組を追加する。

○施設関係者評価加算の見直し【参考12】（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定））

公開保育と一体的に学校関係者評価を実施する場合の加算額を拡充する。

また、実施が義務付けられている自己評価を行っていない場合には、加算を適用しないよう見直す。

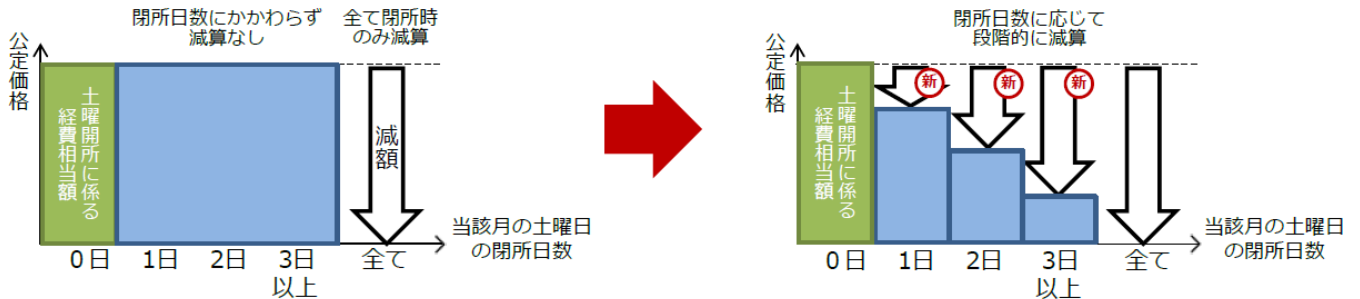
5

土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し

【参考 1】

- 保育認定子どもに係る公定価格では、基本分単価等において、月曜日から土曜日までの週6日、年間約300日の開所を想定しつつ、利用希望がないなどにより土曜日に閉所する場合、公定価格を減算する調整措置を設けている。
- この調整措置は現在、月を通じて土曜日に閉所する場合に限って適用しているところ、当該月の土曜日に閉所した日数に応じて設定する割合により段階的に減算する仕組みに見直す。
- なお、他の保育所等との共同保育により利用希望者の保育を確保した場合は、閉所日数に含めない。

<イメージ>



【減算要件】

	現 行	見直し後
減算調整の対象となる施設の要件	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日に係る保育の利用希望がないなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設</u> に適用する。	施設を利用する保育認定子どもについて、 <u>土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望がないなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設</u> に適用する。 また、開所していても、保育の提供をしていない場合には閉所しているものとして取り扱う。
公定価格の減算の割合 ※定員90人・6/100地域の保育所の例	7/100	当該月の土曜日に閉所した日数に応じた割合 ・ 1日 2/100 ・ 2日 3/100 ・ 3日以上 5/100 ・ 全て 6/100

※令和2年度から所長設置加算を基本分単価に組み入れることとしている影響により、「現行」の減算率と「見直し後」の全ての土曜日に閉所した場合の減算率が異なっている。

6

令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

【参考 4】

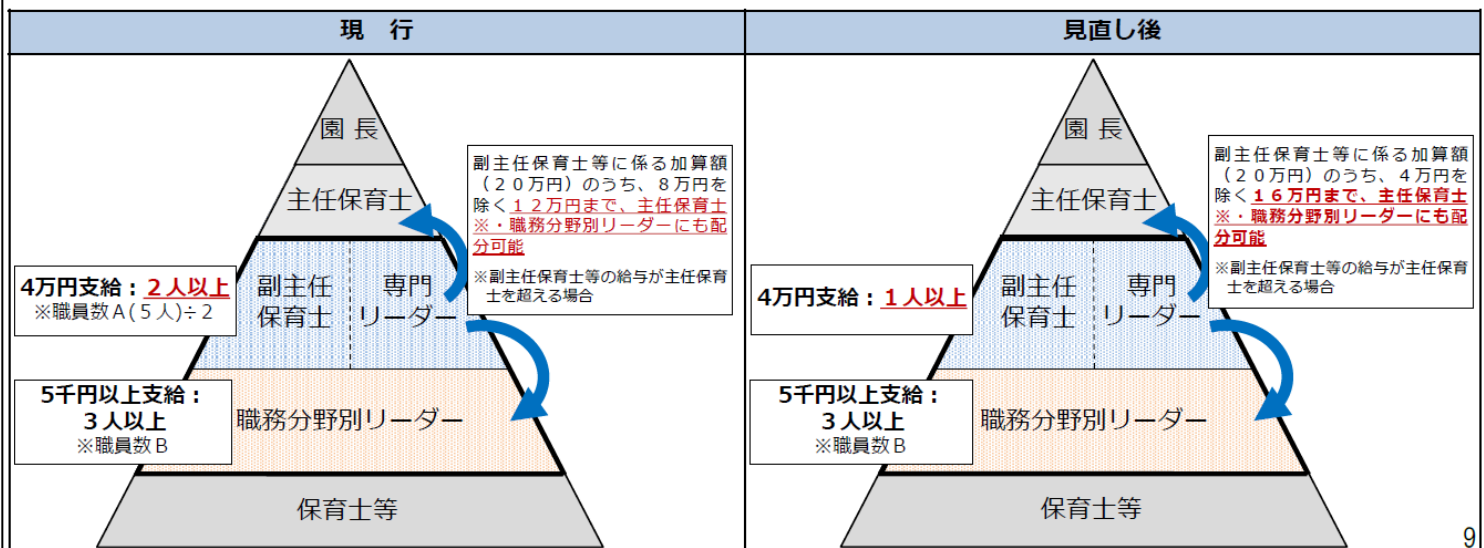
- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化を図る。

処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和する。

※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



9

幼児教育・保育の無償化の施行状況について（令和元年10月1日現在）

1. 無償化の対象となる施設・事業数

（1）特定子ども・子育て支援施設等

	新制度の対象と ならない幼稚園 (特別支援学校含む)	預かり保育 事業	認可外*1 保育施設等	合計
施設・事業数	4,255	15,099	25,819	45,173

*1：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の合計

（2）特定教育・保育施設等

	①幼保連携型 認定こども園 (地方数量型認定こども園含む)	②新制度幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)	③保育所 (保育所型認定こども園含む)	④地域型保育事業	合計
施設・事業数	5,207	5,705	23,573	6,457	40,942

2. 無償化の対象となる子ども数

（1）施設等利用給付認定子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	574,456 ^{※2}	新制度の対象とならない幼稚園
第2号	353,952 ^{※2}	認定こども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
第3号	17,773 ^{※3}	認定こども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
合計	946,181	

（2）教育・保育給付認定を受けて施設等を利用している子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	617,999 ^{※2}	認定こども園、新制度幼稚園
第2号	1,609,316 ^{※2}	認定こども園、保育所
第3号	112,519 ^{※3}	認定こども園、保育所、地域型保育事業
合計	2,339,834	

*2：「施設等利用給付認定子ども(第2号、第3号)」には、「教育・保育給付認定子ども(第1号)」で預かり保育事業等を利用する子どもが含まれる

*3：住民税非課税世帯に限る

3. 保育所等における副食費の徴収月額（平均）

※「教育・保育給付認定子ども(第2号)」に限る

（1）公立施設

	副食費徴収 施設数	副食費月額(円)	【参考】 主食費月額(円)
認定こども園	1,121	4,225	687
保育所	7,273	4,450	733

（2）市区町村が副食費の徴収を把握している民間施設

	副食費徴収 把握施設数	副食費月額(円)	【参考】 主食費月額(円)
認定こども園	4,276	4,571	1,239
保育所	9,747	4,559	997

4. 運営基準条例等の制定・改正状況

（1）特定教育・保育施設等に関する運営基準条例

・全市区町村が改正を行う必要があるが、令和2年9月30日までの経過措置あり

○改正を行った自治体：1,037

⇒うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：221

（2）市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例

・制定は市区町村の裁量による

○施行済み自治体：18

※令和2年1月1日までに施行予定の1市を含む

○制定済みだが未施行の自治体：4

※令和2年1月1日までに制定予定の3市を含む

⇒うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：3

○今後、制定予定の自治体：28

<出典>

1(2)：①内閣府「認定こども園に関する状況について」（平成31年4月1日現在）

②【公立】文部科学省「令和元年度 学校基本調査」（令和元年5月1日現在）

【私立（新制度）】文部科学省「令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」（平成31年4月1日現在）

③厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」（平成31年4月1日現在）

その他：内閣府調べ（令和元年10月1日現在）

「保育の現場・職業の魅力向上検討会」開催要綱

1. 目的

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上やその発信方法等について、子ども家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2. 構成

（1）検討会の構成員は別紙のとおりとする。

（2）検討会に座長、副座長を置く。

（3）必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からも意見を聞

くことができるものとする。

3. 主な検討事項

- (1) 保育士という職業の魅力向上とその発信方法
- (2) 魅力ある職場づくりに向けた、雇用管理改善と業務効率化
- (3) 保育士資格を有する方と保育所とのマッチングの改善

4. 運営

検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が、同局総務課、大臣官房総務課広報室、職業安定局の協力を得て、行う。

5. スケジュール

令和2年2月～4月にかけて、5回程度開催、その後必要に応じて継続的に開催。

6. その他

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

「保育の現場・職業の魅力向上検討会」構成員名簿

近江屋 希	鳩の森愛の詩あすなろ保育園 園長
菊地 加奈子	全国社会保険労務士連合会 分野別業域拡大支援部会委員
佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
佐藤 弘道	NHK「おかあさんといっしょ」第10代 体操のお兄さん
汐見 稔幸	東京大学名誉教授
那須 信樹	中村学園大学教授
馬場 拓也	社会福祉法人愛川舜寿会常務理事
御手洗 洋子	大分県福祉保健部こども未来課長
宮川 勉	小学館 第三児童学習局プロデューサー兼教育編集室室長
森 知子	聖和短期大学准教授
吉田 正幸	株式会社 保育システム研究所 代表
若林 和彦	相模原市子ども・若者未来局参事兼保育課長
オブザーバー	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局 厚生労働省職業安定局

子ども・子育て会議（第 51 回）全国保育協議会 発言要旨

- 令和元年 10 月に実施が見送られたチーム保育推進加算の充実や栄養管理加算の充実を、令和 2 年度の公定価格において実現していただいたことに感謝を申し上げます。
- 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件が緩和され、現場にとってより使いやすい仕組みとなったことについても感謝申し上げます。
- 働き方改革への対応について、複数の保育所等を経営する法人などには、この 4 月から「同一労働・同一賃金」の対象となる法人もあります。適切な情報提供などの支援もお願いします。
- 第 44 回子ども・子育て会議において「中長期的な検討課題」とされた事項について、今後、議論の論点が示されることと思いますが、その際も、子どもの最善の利益の視点のもと議論が進められるようご配慮をお願いします。

◆第 75 回月例社会保障研究会「子どもと子育てを孤立させない社会」（主催：医療介護福祉政策研究フォーラム）のご案内

一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム（虎ノ門フォーラム）は、医療介護福祉の発展・向上に資するため、調査研究事業やシンポジウム、研究会の開催等の事業を行っています。

このたび、「子どもと子育てを孤立させない社会」をテーマに下記のとおり研究会が開催されます。申し込み方法等はホームページをご参照ください。

講 師：榊原 智子 氏（読売新聞東京本社 教育ネットワーク事務局 専門委員）

栗林 知絵子 氏（特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長）

日 時：2020 年 3 月 18 日（水）18：30～20：30（開場 18：00）

場 所：日本記者クラブ・ホール AC

（東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル 10 階）

参加費：¥1,000（当日受付でお支払いください）

定 員：230 名（定員に達し次第参加申込を締切ります）

ホームページ：<http://www.mcw-forum.or.jp/research.html>